

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成30年5月23日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（5月23日）〕

その他	1
1. 平成30年度熊取町国民健康保険料率について	1

議員全員協議会

月 日 平成30年5月23日(水曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	企画部理事	明松大介
	企画部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林利秀
	健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本雅隆
	政策企画課長	橘和彦	人事課長	道端秀明
	保険年金課長	野津博美		
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

1) その他

1. 平成30年度熊取町国民健康保険料率について

議長(坂上巳生男君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(坂上巳生男君) 本日は、報告案件が1件となっております。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、平成30年度熊取町国民健康保険料率について報告願います。野津保険年金課長。

保険年金課長(野津博美君) それでは、平成30年度熊取町国民健康保険料率についてご報告させていただきます。

先週金曜日、5月18日に開催されました熊取町国民健康保険運営協議会におきましてご審議いただき、答申されました平成30年度熊取町国民健康保険料率につきまして、当日の配付資料をもとに、保険料率の決定を中心といたしまして、その概要をご報告させていただきます。

資料といたしましては、今お手元にお持ちいただいております1冊にまとめた資料をもとにご審議いただいたものでございます。資料の内容につきましては、表紙をおめくりいただきますと目次がございます。目次をごらんください。

こちらの資料は3部構成になっておりまして、第1部は報告事項といたしまして平成29年度熊取

町国民健康保険事業特別会計決算見込概要となっております。平成29年度における熊取町の国保の運営状況といたしまして、この5月末に確定いたします決算概要の見込みを記載しているものでございます。次に、第2部といたしまして諮問事項に関する説明資料でございますが、平成30年度熊取町国民健康保険料算定の考え方等を記載しております。そして第3部、その他参考といたしまして、この3月に策定いたしました熊取町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）についてご報告させていただいたものでございます。

それでは、中心となります平成30年度保険料率につきまして、当日の協議会でも説明資料の主な内容をご案内するために、お席にお配りさせていただいておりますが、本日ご説明させていただく内容というA4のメモがございますけれども、そちらをごらんいただきまして、その上で詳細の説明に入らせていただいておりますので、本日も同じようにさせていただき、そのメモをごらんいただきながら随時協議会資料の必要箇所をご説明させていただきますので、お願いしたいと思います。

それでは、まずA4横の本日お席にお配りさせていただいている資料のAの経過でございますけれども、今回の30年度保険料率につきましては、ご存知いただいておりますとおり、平成30年度から実施されております国保の都道府県化後、最初の保険料率の算定となっておりますのでございます。都道府県化に伴いまして、保険料率の算定につきましては大阪府が算定する市町村標準保険料率によることとされておまして、平成30年度から6年間は、制度改正による激変があれば可能な範囲でその激変を緩和することができるとされているものでございます。

なお、この改正条例につきましては、A4横のメモ書きのA①のとおり、2月の運営協議会におきましてもご答申をいただき、3月の熊取町議会定例会で原案のどおりご可決いただいております内容となっております。

続きまして、本町の直近の国保の運営状況、A②の保険料の推移でございますが、平成27年度に大きな医療費の高騰を受けまして、平成28年度で値上げをさせていただきました。28年度の実際の医療費の伸びがおさまったこと、それと被保険者が減少したことなどによりまして、平成29年度は保険料率の引き下げをさせていただきました。27年度の水準にまた戻っているというのが現状でございます。また、従前から本町といたしまして取り組み得る保険料の抑制策といたしまして、公平なご負担をいただくべく徴収率の維持向上に努めますとともに、保険料の計算のもととなります医療費の適正化といたしまして、ジェネリック医薬品の利用の促進とともに、被保険者の健康維持のさらなる推進を図るため、特定健診、特定保健指導の受診実施の促進を図っているところでございまして、A③のとおり、国保の特会の中で適正運営を基本といたしておりますので、保険料水準の抑制を目的とした一般会計からの法定外繰り入れは行っていないというものでございます。

以上が、経過といたしまして、運営協議会の資料1ページから7ページにかけての国保の都道府県化と本町の現状ということでございます。

続きまして、A4横の資料のイ以下から、本題の30年度料率をどのように決定していくかということでございます。

まず、大阪府が決定いたしました大阪府の市町村標準保険料率を本町にそのまま適用した場合、どのような状態になるかというのをごらんいただきたいと思います。

その概要につきましてはイ①のとおりでございますが、2月の運営協議会でもごらんいただいておりますけれども、大阪府が決定した市町村標準保険料率と本町の29年度の料率を比較いたしますと、特に平等割の伸びが大きくなっておりまして、結果、単身、2人世帯、低所得層での影響が大きくなっているというものでございます。こちらにつきましては、事前にお配りしております資料の13ページ、A3の資料になっておりますが、こちらをごらんいただきたいと思います。

こちらの表は、平成30年度の市町村標準保険料率を仮に適用した場合の保険料額と、平成29年度の熊取町の保険料額を比較する表となっております。

まず、この表は、横軸に世帯構成を1人世帯から順に、縦軸に世帯の所得額を所得なしから順次

表示しているものでございます。

なお、保険料額を計算する条件といたしまして、所得は給与所得としておりまして、所得区分での所得は50万円以下という表示になっておりましたら50万円と仮定して、その区分で保険料額を表示しているものでございます。世帯人数ごとの縦列での比較になりますと、左側が29年度保険料額、真ん中の列が30年度の府内の統一の料率を適用したと仮定したときの保険料額、そして、29年度の増加額と、その増加率を示しております。また、その右側には、その区分に属する世帯数と、その世帯数の全体に占める割合を示しているものでございます。本町の被保険者の構成状況の概要が一目でござらんいただける表となっております。詳しくは後ほどござらんいただきたいと思っております。

そして、この表でご確認いただきたいのは、平成29年度との比較を行いまして大きく増加しております区分のうち、10%以上増加しております区分を濃い網かけにしております。また、5%以上の増加になっている区分につきましては薄く網かけをしているものでございまして、今回の統一の保険料率を適用したと仮定した場合の影響をわかりやすくござらんいただけるようにあらわしているものでございます。

具体的に見ていただきますと、まず1人世帯のところ、所得なしの区分につきましては、平成29年度の年間保険料額は、こちらは7割軽減がかかっておりますので、それが図られておりました1万920円となっております。30年度の統一の保険料率を仮に適用しますと、年間これが2万2,837円となりまして、年間の保険料額で3,817円、率で見ますと20.1%の増となっているというものでございます。このように10%以上の増となっておりますのが濃い網かけの部分で、全体の49%、そして5%以上10%未満が36%を占めておりました、今回の統一の保険料率を仮に適用しますと、その影響範囲が広いということがござらんいただけるものでございます。

このように、単身、2人世帯、低所得層で増加率が大きくなっているのは、府内の保険料率と平成29年度料率とを比較すると、先ほども申し上げましたとおり平等割額が大きく増加しているためでございます。その数値の比較を、資料を少し戻っていただきまして8ページござらんいただきたいと思っております。8ページの下括弧、市町村標準保険料率というところに記載しておりますので、またこちらは後ほどござらんいただきたいと思っております。

続きまして、今ござらんいただきました30年度の統一の保険料率を仮に適用した場合の影響から判断しまして、ウの激変緩和の必要性、そして可能な範囲での激変緩和であることから、その減額分の補填財源については平成29年度の決算黒字額を充てさせていただくというものでございます。

そして、次のエの激変緩和の実施といたしまして、エの①の趣旨のとおり、この激変緩和はあくまでも制度改正に伴う激変緩和であることから、6年間の経過措置期間が終了すれば大阪府の決定する市町村標準保険料率となることを念頭に置きまして、可能な範囲でかつ年次を追って段階的な激変緩和となること、そして、エの②のとおり、影響の程度と範囲を見定め、限られた財源であることから効果的な実施となることなどを総合的に勘案いたしまして、激変緩和を検討したものとっております。

具体的な方法といたしましては、資料10ページをござらんください。

10ページ真ん中の(2)激変緩和措置にございまして、今回の統一の保険料率との比較で平等割が大きく増加していることが影響しておりますので、平等割にターゲットを絞りまして激変緩和を行うこととし、どの程度の具体的な減額が妥当かということ、あちこち飛びますが、14ページ以降になりますけれども、こちらは減額の検証表によりまして検証しているというものでございまして、その減額の率を10%から5%刻みで詳細に比較検討した結果、平等割を25%減額した場合、先ほどござらんいただいた影響の表で網かけがありました増加区分が全てなくなっている一番右の端の25%減少という欄になりますけれども、こちらをご確認いただけるとなっております。よって、今回の激変緩和につきましては、大きな要因となっております平等割にターゲットを絞り込み詳細の検証を行った結果が、平等割を25%減額すると決定したものでございます。

なお、この激変緩和を行うための減額補填に必要な額につきましては、資料の19ページ、こちら

の真ん中の一番下の欄になりますけれども、約7,500万円と積算しておりまして、報告事項といたしまして、4月時点ではございますけれども、平成29年度の決算見込みが約1億4,000万円の黒字と想定しておりますので、こちらを財源として充てるといえるものでございます。

なお、現時点、本町では累積赤字はございませんが、財政調整基金も持っておりません。今回の決算見込みの黒字額を激変緩和に充当いたしまして、その残額につきましては、今後の激変緩和の財源、不測の財源不足による保険料への転嫁を防ぐため、そのためにも11ページに基金の積み立てを書いてありますが、そのようにさせていただきたいとしているものでございます。

以上、諮問答申のとおり平成30年度熊取町国民健康保険料率を決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ただいまご報告いただきました。重光議員。

2番（重光俊則君）今、30年度の国保料の改定の結果が説明されまして、当初の大阪府の方式であれば低所得者の負担率が非常に高くなるというところを、全体的に負担料率を全て均等化して負担料率を下げるといってお骨折りいただいたのは、非常にすばらしい結果やと思います。

それで、その財源として29年度の黒字分を回すということなんですけれども、それで段階的にそれを解消していくことになっています。これは、段階的に解消していったら、6年分の財源は一応あると考えていいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）残りの1億4,000万円のうち7,500万円を今回30年度で減額分に充てさせていただいて、残りを基金に積み立てさせていただくということなんですけれども、その分であとの残りの5年間、激変緩和の財源全てに足りるとはちょっとまだ今のところ、多分足りないんだろうなと思うんですけれども、この先、料率がどのように動いていくのか全く見通せない状況ですし、30年度、新たな特別会計が始まったところでして、収支もどのようになっていくか今のところ見込めないところがありますので、残せる分については基金に積ませていただいて、今後の収支等見た中でまた考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それと、今回、大阪府方式ということで、本当は統一されるところがかなりの団体数統一されない状況になっていますよね。それで、いずれそれが統一されていくんだと思うんですけれども、その情報の中で一つだけ、厚生労働省が各自自治体の保険料を計算した値と大阪府の保険料率を計算した値では、かなり厚生労働省が示した値のほうが低くなっているという情報がある。その辺の情報はわかりませんか。国が統一保険料として計算した値と大阪府の各自自治体の保険料率を計算すると、かなり大阪府のほうが全体的に高くなっているというような情報が社保協の情報から入っていない……。中身はまだ確認できていないんですけれども、その辺の情報はありますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）重光議員、厚生労働省が算定されたとおっしゃったんですけれども、我々聞いている範囲では、厚生労働省が算定している都道府県なり市町村の料率というのはないという状況です。我々はそういったことは聞いたことがないんですけれども、大阪府が算定して厚生労働省に報告しているという数値が全てではないかと思っておりますので、どの数字のことをおっしゃっているのか、すみません、今わかりかねますけれども、おっしゃっている内容の数字というのは、比較検討できる数字を持ち合わせていないというものでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。今の値は私も内容を十分に理解しておりませんので、こちらも調べ

たらまた勉強したいと思います。

今回、大阪方式で大阪府下統一の保険料率になったということですが、実態は各自治体がそれぞれ違うということで、6月にそれぞれ決めて決定しているんだと思うんですが、各自治体がどれだけ法定外繰り入れ、公費繰り入れをやって保険料率を激変緩和しているかというような情報は、できるだけ早くまとめていただいて、どんな状況かということと、大阪府はこれをそのまま激変緩和6年間だけでそれが解消できるという見込みなのか、これ、やっている大阪府自体も非常に疑問のまま進んでいるような気がしてしょうがないんですよ。だから、その辺の各自治体がどれだけ公費繰り入れをやっているかという実情の情報はできるだけ入手していただいて知らせていただいて、熊取町が今後法定外繰り入れをしないでそのままいくのかどうかということも含めて、十分検討していただきたいと思います。その辺の情報把握をお願いしておきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）大阪府全体の資料ということではまだ収集し切れていない、大阪府自体も収集し切れていないんですけれども、今、お手元の資料の18ページになるんですけれども、近隣の市町の状況だけは電話聞き取りにより資料として掲示させていただいております。そちらをごらんいただければあれなんですけれども、市町村名はすみません、他市町村、電話聞き取りの状況でございますので、ご迷惑をおかけすると申しわけないんでABCという表示にしております。これは、実際に近隣の市町村というふうに思っていたければ結構です。

これをごらんいただきまして、30年度の料率のところ、一番右のほうになるんですけれども、そちらをごらんいただければわかるんですけれども、5団体が近隣ではもう既に大阪府が示す統一の保険料率を採用する予定でございます。その表の中で上向きの矢印、これが上がっているという表示をしておるもので、大阪府の標準料率にさらに上乘せして、累積赤字を解消するためだとかその他の諸事情により大阪府の標準料率よりも少し上乘せしている、あるいは区分によっては下げているところもあるんですけれども、上乘せをしたり少しいじっているところが、上向きの方向でいじっているのが2団体、そして、本町ともう一団体は、今回お示したようにいわゆる激変緩和という意味で大阪府の料率を引き下げる減額方向で検討しておると、そういうような状況でございます。

近隣の状況だけしか今つかんでいませんのであれなんですけれども、近隣だけで見させていただきますと、大阪府が示す標準料率をもう既に採用しておるところが多そうな状況です。ただ、大阪府下全体で見ると、まだ大阪府も状況をつかんでおりませんので、全体がどのような状況になっているのか、そこまではすみません、今、情報の提供ができないような状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほか、よろしいでしょうか。江川議員。

13番（江川慶子君）質問の機会を与えていただきありがとうございます。

基本的なことでも聞かせてもらおうんですけれども、今まででしたら介護保険の保険料も含めて運協で審議されていきましたね。介護保険料の負担分の取り扱いというのは、今回からは運協は関係なくなるということになるのでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今回、運営協議会で料率の比較ということで医療分と支援分とをさせていただいているだけでして、介護分につきましては今回、料率は市町村標準保険料率をそのまま使わせていただきます。というのも、比較いたしますと特に大きく増減はないということ資料の中でも示させていただいております。介護分につきましては40歳以上65歳未満の方の一部の方だけになってまいりますので、保険料比較をしますとわかりにくい部分も出てきますので、資料の中ではあえて除かせていただいております。保険料としては同じようにお納めいただくことになるということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。じゃ、別途介護分も含めた保険料というのはどこかでお示ししてくださいますか。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）保険料額ということですか。料率につきましては、今ごらんいただきました18ページの一番右のところに30年度の保険料率というのがございますけれども、こちらは3段になっておりまして、上から医療分、支援分、介護分ということで書かせていただいておりますので、この料率によって30年度、賦課させていただくというものでご理解いただきたいと思います。

18ページの一番下に熊取町の料率を書かせていただいているんですけども、ということでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）国保の保険料率なんですけれども、そもそも3月議会で条例改正させていただいております。条例の本則では大阪府の標準料率、これを採用するというふうに本則で定めさせていただいております。今回の運協では、それを激変緩和期間に限って下げられる部分は下げさせていただこうというものでございますので、今回の諮問答申の中に記載されていないものにつきましては、基本、大阪府の標準料率を採用するというふうに考えていただければと思います。

もちろん、今回医療分については平等割の部分、ここを大きくいらわせていただいております。ところでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。いろいろ状況を判断して平等割、世帯割の部分を引き下げたということで、一定評価しているんですが、ちょっと金額を教えてくださいますか。

もう一つの資料、平成30年度の国民健康保険料率についての諮問のほう、下の（2）のAとIのところですが、計算したら出るんでしょうけれども、基礎賦課額の世帯別平等割2万9,668円を2万2,251円とするという差額です。影響額です、全体の。それと、Iの後期高齢者支援金賦課額についての、これも同じように影響額を教えてください。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今おっしゃっていただきました額は、ご説明の中にもありましたとおり25%引き下げさせていただくというものでございまして、その全体の影響といたしましては、19ページの一番下の行をごらんいただきたいんですけども、その真ん中のところがございます不足額激変緩和措置というところで7,579万3,000円と示させていただいているんです。こちらが29年度の余剰金で補填させていただく額としているものでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ということは、（2）のAのところは医療分ということで5,699万2,000円と見ていいんですか。支援分、後期は2,883万円で、合計で……。どうぞ。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）すみません。こちらは1,000円単位となっております。医療分でいきますと5,699万2,000円、支援分でいきますと1,883万円、介護分と合わせまして合計で7,579万3,000円となっているものでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（坂上巳生男君）それでは、国民健康保険料率についての件を終わります。

議長（坂上巳生男君）その他、何かご報告等があれば承ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

事前に各議員のボックスにも配付されておりましたように、3月議会での附帯決議に関する取り扱いと申しますか、今回の補正予算への反映については説明資料がございましたので、それをよく読んでいただければ補正予算での対応ということでおわかりいただけるかと思えます。

ほか、事務局のほうからは。

（「締めてもろうたら」の声あり）

議長（坂上巳生男君）ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「13時57分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男